

【法规标题】关于做好在我国境内就业的外国人参加社会保险工作有关问题的通知
【发布部门】人力资源和社会保障部
【发文字号】人社厅发〔2011〕113号
【发布日期】2011.12.02
【时效性】现行有效
【效力级别】部门规范性文件
【全文】

关于做好在我国境内就业的外国人参加社会保险工作有关问题的通知
人社厅发〔2011〕113号

各省、自治区、直辖市人力资源和社会保障厅(局), 新疆生产建设兵团劳动保障局:

根据《中华人民共和国社会保险法》和《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》(人社部令第16号,以下简称《暂行办法》)规定,现就做好在中国境内就业的外国人参加社会保险工作有关事宜通知如下:

一、依法将符合规定的外国人纳入参保范围

各地要严格执行社会保险法和《暂行办法》,于2011年12月31日前将符合条件的外国人纳入社会保险覆盖范围,督促用人单位和外国人按照现行法律法规参保并按时足额缴纳社会保险费。2011年10月15日之前已经在中国境内就业,且符合参保条件的外国人,统一从2011年10月15日起参保缴费。2011年10月15日至12月31日办理参保缴费手续的,免收其滞纳金。2012年1月1日之后办理参保缴费手续的,从2011年10月15日起收取滞纳金。2011年10月15日以后在中国境内就业的,从在中国境内就业开始之日起参保缴费。用人单位申报外国人的缴费基数,统一按人民币形式申报。各地要按照有关政策规定,做好社会保险费收缴以及个人权益记录等工作。

二、完善外国人社会保险登记办理程序

各地要完善社会保险登记办理程序,方便用人单位为聘雇的外国人办理参保登记手续。驻华代表机构、外国常驻新闻机构、外国企业常驻代表机构等单位办理社会保险登记手续时,应要求其提供由中国主管部门颁发的批准设立文件及由中国质量技术监督部门颁发的组织机构代码证书等证明文件。

对于首次参保的外国人,应要求用人单位提供其本人有效护照、《外国人就业证》或《外国专家证》、《外国常驻记者证》等就业证件(取得在中国永久居留资格的人员,应提供本人《外国人永久居留证》),以及劳动合同或派遣合同等证明材料,

【法令名称】中国国内で就業する外国人の社会保険加入作業遂行の関連事項に関する通知
【発布部門】人的資源及び社会保障部
【発布番号】人社庁発〔2011〕113号
【発布日】2011.12.02
【時限性】現行有効
【効力等級】部門規範性文書
【全文】

中国国内で就業する外国人の社会保険加入作業遂行の関連事項に関する通知
人社庁発〔2011〕113号

宛: 各省、自治区、直辖市人力资源和社会保障厅(局)並びに新疆生産建設兵団労働保障局

「中華人民共和国社会保険法」及び「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」(人社部令第16号、以下「暫定弁法」という)の規定に基づき、中国国内で就業する外国人の社会保険加入作業実施の関連事項について以下のとおり通知する。

一、法に従って条件に合致する外国人を保険加入の対象範囲に組み入れる

いずれの地区も社会保険法及び「暫定弁法」を厳格に実施し、2011年12月31日までに条件に合致する外国人を社会保険の対象範囲に組み入れ、使用者及び外国人が現行の法律法規に照らして社会保険に加入し、期日どおりに社会保険料を満額納付するよう督促しなければならない。2011年10月15日以前に既に中国国内で就業しており、且つ保険加入条件に合致する外国人はいずれも2011年10月15日より社会保険に加入し、保険料を納付すること。2011年10月15日より12月31日までの間に社会保険に加入し保険料を納付した場合は滞納金を免除する。2012年1月1日以降に社会保険に加入し保険料を納付した場合は2011年10月15日より起算して滞納金を徴収する。2011年10月15日以降に中国国内で就業する者は、中国国内での就業開始の月より社会保険に加入し保険料を納付する。使用者が申告する外国人の保険料納付基数は、均しく人民元での申告とする。いずれの地区も関連政策の規定に照らして、社会保険料の徴収及び個人の権益記録等の作業を行わなければならない。

二、外国人社会保険登録の手順を整備する

いずれの地区も社会保険登録手順を整備し、使用者が雇用する外国人のために行う社会保険加入登録手続への便宜を図らなければならない。在中国代表機構、外国の常駐新聞機構、外国企業の駐在員事務所等の組織が社会保険登記手続を行う場合、中国主管部門が公布した設立批准証書及び中国品質技術監督部門が公布した組織機構コード証等の証明文書の提出を求めなければならない。

初めて社会保険に加入する外国人については、使用者に対し本人の有効なパスポート、「外国人就業証」或いは「外国専門家証」、「外国常駐記者証」等の就業

到用人单位参保所在地社保机构办理社会保险登记手续。经审核通过的，社保机构根据《外国人社会保障号码编制规则》，为其建立社会保障号码，发放社会保障卡。

具有与我国签订社会保险缴费双边或多边协议（或协定，以下简称协议）国家国籍的就业人员，在其依法获得在我国境内就业证件3个月内提供协议国出具参保证明的，应按协议规定免除其规定险种在规定期限内的缴费义务。对于依法获得在我国境内就业证件3个月后不能提供协议国出具的参保证明的，应按规定征收社会保险费并收取相应的滞纳金。对于协议之外的险种以及协议规定险种超过规定期限的，应要求其按规定缴纳社会保险费。

三、明确外国人参保的相关政策

在我国就业的外国人领取养老保险待遇的年龄，原则上按照现行退休年龄政策的相关规定执行。

外国人在我国境内发生的生育保险费用，由生育保险基金支付，具体办法由各省、自治区、直辖市确定。

四、优化和改进管理服务工作

各地要针对外国人参保的特点和具体情况，调整和优化业务经办规程和管理办法，改进管理服务方式。外国人就业较多的地区可印制外文版本的政策规定、办事指南等材料，方便用人单位和外国人办理参保和待遇核定等手续，并提供有中英文对照的社会保险权益记录；有条件的地区，可为外国人参保提供外语咨询服务。要统一调整相关用表（相关表格调整指标见附件），及时完善社会保险数据库，尽快在社会保险业务管理系统中实现外国人参保的业务办理。加强基础信息数据的采集与维护，保障参保人员信息的准确和安全。加快社会保障卡发放进度，方便外国人参保缴费和信息查询。建立外国人参保数据定期上报机制，支持查询和分析服务。

社保机构要加强与当地就业部门的业务联系，建立就业与社保信息交换共享机制，通过信息网络第一时间获取外国人就业信息，为督促聘雇外国人的用人单位和外国人办理参保手续提供基础信息。同时，要建立与外国专家局以及公安、文化、民政等部门的协作机制，实现部门间信息共享机制，及时掌握外国人入境、离境和在国内就业等情况。

建立部级外国人参保信息查询系统，各地社保机构可通过人力资源社会保障业务专网查询外国人

証書（中国の永住居留資格を取得している者は本人の「外国人永久居留証」を提供しなければならない）、及び労働契約或いは派遣契約等の証明資料の提出を求め、使用者の保険加入所在地の社会保険機関で社会保険登記手続を行う。審査確認後、社会保険機関は「外国人社会保障番号制定規則」に基づき、本人へ社会保障番号を与え、社会保障カードを発行する。

中国と社会保険料納付に関する二国間或いは多国間協議（或いは協定、以下「協議」という）を締結している国の国籍を持つ就業者で、本人が法に従って中国国内における就業証書を取得してより3ヶ月以内に協議国が発行する保険加入証明を提出した場合、協議規定に基づき、その規定された保険種類、規定された期間内において納付義務を免除するものとする。法に従って中国国内における就業証書を取得してより3ヶ月以内に協議国が発行する保険加入証明を提出できない場合、規定に従って社会保険料を徴収し、相応する滞納金を徴収する。協議で規定されていない保険種類及び協議で規定された保険種類で規定期間を超えたものについては、本人に対し規定どおりの社会保険料納付を求めるものとする。

三、外国人の社会保険加入の関連政策を明確にする。

中国で就業する外国人が養老保険待遇を享受する年齢に達した場合、原則として現行の退職年齢政策の関連規定に照らして実施する。

外国人の中国国内で発生した生育保险費用は、生育保险基金より支払い、具体的な方法は各省、自治区、直辖市が確定する。

四、管理サービス業務を向上、改善する

いずれの地区も外国人の社会保険加入に関する特徴と具体状況に対応するため、業務取扱規程及び管理方法を調整、向上させ、管理サービス方法を改善しなければならない。外国人の就業が多い地区は外国語版の政策規定、手続指南等の資料を印刷作成して、使用者及び外国人の社会保険加入手続及び待遇査定等の手続の便宜を図り、中英文対照の社会保険權益記録を提供することが考えられる。条件を備えた地区は、外国人のために外国語での問い合わせサービスを提供することが考えられる。関連諸表（関連諸表の調整指標は附属資料を参照のこと）を統一調整して、早急に社会保険データバンクを完備し、速やかに社会保険業務管理システムにおける外国人の保険加入業務処理を実現する。基本情報データの収集と保守を強化し、保険加入者情報の正確さと安全を保障する。社会保障カードの発行ペースを速めて、外国人の保険加入と保険料納付及び情報の問い合わせに便宜を図る。外国人の保険加入データを定期的の上級部門へ報告する体制を確立し、調査及び分析業務をサポートする。

社会保険機関は現地就業部門との業務連携を強化し、就業と社会保険情報の交換共有体制を確立し、情報ネットを通じ、外国人の就業情報を取得した最初の段階で、外国人を雇用する使用者及び外国人へ社会保険加入手続を督促するため、基本情報を提供す

办理《外国人就业证》、《外国专家证》和其他国家提供的为该国在中国就业人员出具的参保证明以及外国人在中国参保及社会保障号码等信息。

外国人参保数据上报、信息查询的具体内容和系统方案另行制定。

五、加强工作调度和监督检查

各地要建立外国人参保工作的调度制度，按照规定的时间统一上报外国人参保工作进展情况，我将定期进行通报。要加大对聘雇外国人的用人单位参保缴费情况的监督检查力度，建立经常性检查工作机制，对外国人就业相对集中的企业要进行重点检查，对拒不参保的，依法处理，确保社会保险法的真正落实。

做好在我国境内就业的外国人参加社会保险工作，事关我国法律实施的权威性和严肃性。各级人力资源社会保障部门要从政治和全局的角度予以高度重视，认真组织贯彻落实。要及时收集并重视网络和媒体舆情，坚持正确的舆论导向，通过电视、网络等媒体，运用多种形式，加强对外国人参保政策要点的宣传，公开参保缴费、待遇核定等经办程序，有条件的地区要到外国人就业相对较多的企业进行政策讲解，送政策上门，使参保单位和外国人能够及时准确了解相关政策内容，依法履行参保缴费义务。已经开展外国人参保的地区，要按照社会保险法和《暂行办法》的规定，调整相关政策，做好政策和经办管理的衔接工作。对工作中发现的问题要及时向人力资源社会保障部报告。

附件：在中国境内就业的外国人参保涉及社会保险相关用表及调整指标

人力资源和社会保障部
二〇一一年十二月二日

る。同時に、外国専門家局及び公安、文化、民政等の部門との協力体制を確立して、部門間の情報共有体制を実現し、外国人の入国、出国及び国内就業等の状況を随時把握する。

部クラスの外国人社会保険加入情報調査システムを確立することで、各地の社会保険機関は人力資源社会保険業務専用ネットを通じて、外国人の「外国人就業証」、「外国専門家証」、他国が提供した当該国が中国で就業する者に発行した保険加入証明の手續状況並びに外国人の中国における社会保険加入及び社会保険番号等の情報を調べることが可能となる。

外国人保険加入データの上级部門への報告、情報調査の具体的な内容及びシステム方案は別途制定する。

五、作業管理調整及び監督検査を強化する

いずれの地区も外国人保険加入作業の管理調整制度を確立し、外国人の保険加入作業の進展状況を規定の時間どおりに上级部門へ報告しなければならない。当部は定期的に通報を行うものとする。外国人を雇用する使用者の保険加入並びに保険料納付状況に対する監督検査を強化し、日常的な検査作業体制を確立しなければならない。また、外国人の就業が相対的に多い企業については重点的に検査を行い、保険参加拒否に対しては、法に従って処理し、社会保険法の徹底を確実にする。

中国国内で就業する外国人の社会保険加入作業を遂行することは、中国の法律実施に関する権威性及び厳肅性にかかわるものである。各クラスの人力資源社会保険部門は政治及び大局的見地から最重視し、実施徹底に努めなければならない。インターネット及びメディアの世論を収集且つ重視し、様々な方法で、外国人保険加入政策の要点の宣伝を強化しなければならない。保険料納付、待遇査定等の取扱手順を公開し、条件を備えた地区では外国人の就業が相対的に多い企業へ赴いての政策説明を行い、政策を身近に伝えることで、保険加入企業及び外国人が適時に関連政策内容を正しく理解し、法律に従って保険料納付義務を履行することを可能にしなければならない。既に外国人の社会保険加入を実施している地区では、社会保険法及び「暫定弁法」の規定に照らして、関連政策の調整を行い、政策と実務管理の連携作業を確実に行わなければならない。作業において明らかとなった問題については、速やかに人力資源社会保険部へ報告しなければならない。

附属資料：中国国内で就労する外国人の社会保険加入に係わる社会保険関連諸表及び調整指標

人力資源と社会保障部
2011年12月2日

附件：

**在中国境内就业的外国人参保涉及
社会保险相关用表及调整指标**

一、社会保险登记表

“单位类型”增加基金会、律师事务所、会计师事务所、驻华代表机构、外国常驻新闻机构、外国企业常驻代表机构。

二、参保人员基本情况表

(一)“姓名”：对于外国人，填写与有效护照一致的英文名字。

(二)“国籍”调整为“国籍/地区”：填写外国人所在国家或地区名称。

(三)填加“证件类型”：外国人填写“护照”或“外国人永久居留证”。

(四)填加“证件号码”：外国人填写居留证号码或护照号码。

(五)“公民身份号码”调整为“社会保障号码”：外国人为按照统一编码规则编制的社会保障号码。

(六)填加“就业证件类型”：外国人填写《外国人就业证》、《外国专家证》、《外国常驻记者证》等有效就业证件。取得永久居留全的外国人，本项为空。

(七)填加“就业证件登记时间”：填写上述证件中签署的登记时间。

参保人员基本情况表中的民族、个人身份、用工形式、参加工作日期、视同缴费年限、实际缴费年限、从事特殊工种等项目，外国人不填。

三、基本养老保险参保缴费凭证

“户籍地”填写外国人所在国家或地区名称。

四、基本养老保险关系转移接续信息表

“户籍地地址”填写外国人所在国家或地区名称。

五、参保人员终止社会保险关系申请表

主要内容：

(一)参保人员基本情况：个人编号、姓名、性别、社会保障号码、国籍或地区、单位编号、单位名称、终止关系年月。

(二)申请人须知：主要告知政策依据、个人相关权益。

(三)个人申请：主要内容有自愿申领养老保险个人账户储存额、清算医疗保险个人账户、终止社保关系等。

(四)社保机构审核意见：明确是否符合办理条件（加盖公章）。

(五)说明：办理时需提供的材料、个人账户清单打印等情况。

附属資料：

**中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係わる
社会保険関連諸表及び調整指標**

一、社会保険登録表

「使用者分類」に財団基金、弁護士事務所、会計士事務所、駐中国代表機構、外国常駐新聞機構、外国企業駐在員事務所を追加した。

二、保険加入者基本状況表

(一)「氏名」：外国人については、有効パスポートと一致する英文名を記入する。

(二)「国籍」を「国籍/地区」に調整：外国人の所在国或いは地区の名称を記入する。

(三)「証明分類」：外国人は「パスポート」或いは「外国人永久居留証」を記入する。

(四)「証明番号」を追加：外国人は居留証番号或いはパスポート番号を記入する。

(五)「公民身分番号」を「社会保障番号」に調整：外国人は統一番号規則に照らして与えられた社会保障番号となる。

(六)「就業証明分類」を追加：外国人は「外国人就業証」、「外国専門家証」、「外国常駐記者証」等の有効就業証明を記入する。永久居留証を取得した外国人は本欄を空欄とする。

(七)「就業証明登録時間」を追加：上記証明に記載された登録時間を記入する。

保険加入者基本状況表における民族、個人身分、雇用形式、従事する勤務期間、保険料納付とみなせる期間、実際に保険料を納付した期間、特殊作業に従事した等の項目については、外国人は記入しない。

三、基本養老保険の保険料納付証憑

「户籍地」には外国人の所在国或いは地区の名称を記入する。

四、基本養老保険関係の移転継続情報表

「户籍地住所」には外国人の所在国或いは地区の名称を記入する。

五、保険加入者の社会保険関係終了申請表

主要内容：

(一)保険加入者基本状況：個人番号、氏名、性別、社会保障番号、国籍或いは地区、企業番号、企業名称、関係終了年月。

(二)申請人注意事項：主に政策根拠、個人の関連權益を知らせる。

(三)個人申請：主な内容は養老保険個人口座残額の自主的な申請受取り、医療保険個人口座の清算、社会保険関係の終了等。

(四)社会保険機関の審査意見：手続条件に合致するか否かを明確にする（公印捺印）。

(五)説明：手続に必要な提出資料、個人口座リストの写し等の状況。